

議第114号

平成30年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成30年度滋賀県の水道用水供給事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業収益		千円 5,063,100	千円 112,409	千円 5,175,509
	1 営業収益	4,746,488	90,630	4,837,118
	2 営業外収益	316,612	21,779	338,391

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業費用		千円 4,459,538	千円 △ 266,515	千円 4,193,023
	1 営業費用	4,197,335	△ 301,298	3,896,037
	2 営業外費用	262,203	34,783	296,986

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,527,130千円は、減債積立金 881,969千円、過年度分損益勘定留保資金 1,548,065千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額97,096千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 254,300	千円 △ 206,718	千円 47,582
	1 企業債	210,000	△ 210,000	-

	2 補助金	4,700	3,368	8,068
	3 出資金	39,600	△ 86	39,514

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 2,809,023	千円 △ 234,311	千円 2,574,712
	1 建設改良費	1,846,185	△ 212,651	1,633,534
	2 企業債償還金	895,470	△ 13,500	881,970
	3 固定資産購入費	67,368	△ 8,160	59,208

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
水道用水改良事業費	千円 210,000	千円 —
計	210,000	—

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 457,997	千円 29,135	千円 487,132
交 際 費	25	△ 10	15

上記の議案を提出する。

平成31年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造